

神流町神流簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 群馬県多野郡神流町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 31 年 4 月

計 画 期 間 : 平成 31 年度 ~ 令和 9 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	平成 15 年 4 月 1 日	計画給水人口	2097 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	1794 人
		有収水量密度	#DIV/0! 千 m^3 /ha

② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	13	管 路 延 長 62.57 千 m
	配水池設置数	15	
施 設 能 力	2,477 m^3 /日	施 設 利 用 率	#DIV/0! %

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金(2箇月につき)2,000円(使用水量20立方メートルまで)、超過料金1立方メートルにつき50円 基本料金と超過料金の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定はきまな)	平成 15 年 4 月 1 日

④ 組織

平成31年度現在 産業建設課内に水道係を置く 職員数:2名 役 職:主査・主事 年齢構成:30代1名・20代1名

(2) これまでの主な経営健全化の取組

--

*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

--